

一般財団法人神戸市サービス公社駐車場管理規程

- 第1章 総則（第1条―第8条）
- 第2章 利用（第9条―第14条）
- 第3章 使用料金及び算定等（第15条―第22条）
- 第4章 引取りのない車両の措置（第23条―第25条）
- 第5章 保管責任及び損害賠償（第26条―第30条）
- 第6章 反社会勢力の排除（第31条）
- 第7章 仲介（第32条）
- 第8章 雑則（第33条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規定は、一般財団法人神戸市水道サービス公社（以下「管理者」という。）が、管理する美穂が丘駐車場（以下「駐車場」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在地）

第2条 名 称：美穂が丘駐車場

所在地：神戸市西区美穂が丘5丁目3番1号

（管理者及び所在地）

第3条 管理者：一般財団法人神戸市水道サービス公社

所在地：神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

（契約の成立）

第4条 駐車場の使用者（以下「使用者」という。）は、この規程に基づいた契約書の内容を承認のうえ、駐車場を使用するものとする。

2 使用者は、駐車場使用契約に際し、次の書類を管理者に提出する。

（1）個人契約の場合

- ① 契約書
- ② 自動車検査証（写）
- ③ 運転免許証（写）
- ④ 契約者が未成年の場合は、親権者同意書
- ⑤ 個人情報取扱い同意書

（2）法人契約の場合

- ① 契約書
- ② 自動車検査証（写）
- ③ 現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）

④ 個人情報取扱い同意書（個人情報特定出来る提出書類がある場合）

（個人情報に関する取扱い）

第5条 管理者は、個人情報の取り扱いに関し、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令を遵守するとともに、管理者が別に定める「一般財団法人神戸市水道サービス公社個人情報保護規程」によるものとする。

（供用休止等）

第6条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避を行うことができる。

- （1）自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- （2）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- （3）工事清掃を行うため必要があると認められる場合

（駐車できる車両）

第7条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪車を除く。）は、積載物又は取付物を含めて長さ5.0m、幅2.5mを超えないものに限る。

（禁止行為）

第8条 使用者は契約に基づく使用权の譲渡若しくは転貸又は他人を使用せしめる行為をしてはならない。

- 2 使用者は、管理者の承諾を得ることなく、第4条第2項契約書記載の駐車車両を変更してはならない。

第2章 利用

（駐車場の入出等）

第9条 車両が入庫するときは、決められた駐車区画に入庫するものとする。

（駐車位置の変更）

第10条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

（駐車場内の通行）

第11条 使用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- （1）徐行すること。
- （2）追い越しをしないこと。
- （3）出庫する車両の通行を優先すること。
- （4）警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

（遵守事項）

第12条 前条に掲げるものの他、使用者は駐車場において、次の事項を守らなければ

ならない。

- (1) 場内において火気を使用しないこと。
- (2) 場内の施設、器物、他の車両を汚損し、若しくは棄損する恐れがある行為をしないこと。
- (3) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。
- (4) 場内において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 他の使用者の駐車位置にみだりに立ち入らないこと。
- (6) 場内において宿泊しないこと。
- (7) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (8) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (9) その他業務又は他の使用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第13条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたりこぼす恐れがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 使用料金及び算定等

(使用料金)

第15条 使用料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。 (消費税抜き)

契約種類	使用料金	備考
月極	7,000円/月	保証金として21,000円
		契約時徴収。
短期	300円/日×契約日数	保証金無し。
		使用料金を全額前納。

- (1) 月極契約とは、1年間の契約とする。但し、契約期限に至り使用者・管理者に異論の無きときは、1年間この契約を更新するものとし、以後も同様とする。
- (2) 短期契約とは、最初から期間の決まっている1年未満の契約とする。
契約期間が満了する相当の期間前までに使用者から契約延長の申し出がなされた場合に限り、使用料前納を以て再契約されるものとする。
- (3) 使用者は毎月末日までに翌月分の使用料金を口座振替により納入するか、管理者の指定口座に振込により納入する。

第16条 駐車場の使用及び契約の変更・解除については以下に定めるところによる。

- (1) 使用者は契約において記載した車両の駐車目的以外は駐車場を使用してはならない。
- (2) 契約において記載した車両及び使用者を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- (3) 使用者は1ヵ月前までに管理者に対し解約の予告を行い、後日「駐車場利用解約届」を提出することにより解約できる。
- (4) 月の途中における契約、解約の使用料金は1ヵ月単位とする。
- (5) 管理者は、使用者が駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、駐車場契約を解除することが出来る。
- (6) 管理者は契約期間中であっても、当駐車場用地が公共の用に供する、又は事業の用に必要が発生したとき、使用者に対して1ヵ月前までに解約予告をすることにより解約できる。駐車施設の廃止に際して、代替駐車場の斡旋等は一切行わない。

(保管場所使用承諾証明書)

第17条 保管場所使用承諾証明書の発行については、使用者が保管場所使用承諾証明書願を管理者に提出することにより申請出来る。

- (1) 使用期間は契約期間と同じとする。
- (2) 発行手数料は不要とする。

(使用料金の還付)

第18条 既納の料金は還付しない。ただし、次の場合においては還付を行う。

- (1) 第15条により前納された使用料金の使用月到来前に、使用者から解約の申し出があったとき。
- (2) 前項により還付額については、使用しない月に対して前納された料金の全額とする。

(保証金)

第19条 契約締結と同時に使用料3ヵ月分に消費税相当額を加えた額を前納する。

- (1) 使用者は、契約期間中保証金を以て他の債務と相殺は出来ない。
- (2) 保証金は、解約後債務完済の日以後管理者から使用者に返還する。但し契約1

年未満で解約するときは返還しない。保証金の返還は無利息とする。

(3) 保証金は、使用料金が改定されたとき又は必要に応じて追加徴収ができる。

(使用料金滞納の措置)

第20条 管理者は、使用料金を滞納している使用者に対してその都度、使用料金納付の督促を行うが、3ヵ月分が滞納された場合は、駐車場契約を解除することが出来る。管理者は使用者に対し、書面により通知することとする。

2 前項の駐車場契約を解除する場合において、管理者は、滞納となっている使用料金については、保証金と相殺する。

(不正使用の措置)

第21条 管理者は、駐車場内において契約のない車両の不正使用が行われた場合、不正使用した者に対して、所定の使用料金の他に、不正使用に係る使用料金の2倍相当額の割増金を収受する。

(使用料金の変更)

第22条 管理者は、公租公課の増減、経済事情の変動、近隣駐車場の賃料に比較して不相当、駐車場設備の改良等の場合には使用料金を増額することが出来る。

2 税法の改正により消費税が変動した場合は、改正以降における使用料金及び保証金消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第23条 使用者が解約日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの使用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、使用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして使用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、使用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が請求をした日から3ヵ月を経過した日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を

負わない。

(車両の調査)

第24条 管理者は、前条第1項使用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動及び処分)

第25条 管理者は、第23条の規定により使用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして使用者及び所有者等を確認することができない場合であって、使用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの請求をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、請求をした日から3ヵ月を経過した後、使用者に催告した上で、車両の移動、売却、廃棄その他の処分を行うための法的措置を執ることができる。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第26条 管理者は、使用料金の入金を確認して車両入庫させたときから出庫させた時まで駐車場内における車両の保管責任を負う。

2 管理者は、車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(使用者に対する損害賠償責任)

第27条 管理者は、車両保管にあたり、第30条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第28条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第29条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は使用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第6条の規定による供用休止等の措置
- (5) 第14条の規定による措置

(損害賠償請求)

第30条 管理者は、使用者又は使用者の関係人の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その使用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 反社会勢力の排除

(反社会勢力の排除)

第31条 使用者は、駐車場の使用において次の事項に該当しないことを誓約し、確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第7章 仲介

(仲介料)

第32条 管理者は、駐車場使用契約仲介を仲介業者に依頼することが出来る。

- 2 管理者は、前項において契約成立の場合、使用料の1か月を限度に仲介料を支払うことが出来る。

第8章 雑則

(この規程に定めない事項)

第33条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。